

京都市訓令甲第 15 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

京都市長 門 川 大 作

第2条第3号中「電子計算機処理（京都市個人情報保護条例第2条第4号に規定する電子計算機処理をいう。以下同じ。）」を「電子計算機に入力するための情報（既に入力された情報の編集、加工、修正、更新、検索又は消去）」に改め、「の情報」の右に「を含む。」を加え、「電子計算機処理により」を「電子計算機から」に改め、同条第6号オ中「及び歴史資料館」を「、歴史資料館、中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場」に改め、同条第7号中「、会計室及び歴史資料館にあつては次長」を削り、「担当する次長」の右に「、元離宮二条城事務所、中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場にあつては庶務を担当する課長、歴史資料館及び会計室にあつては次長」を加え、「、元離宮二条城事務所にあつては総務課長」を削る。

第5条第2項及び第6条第2項中「総合企画局政策推進担当局長」を「総合企画局デジタル化戦略担当局長」に改める。

第13条の見出しを「（情報セキュリティ対策支援員）」に改め、同条中「情報化推進支援員」を「情報セキュリティ対策支援員」に改める。

第25条中「総合企画局政策推進担当局長」を「総合企画局デジタル化戦略担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号及び第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

（総合企画局総合政策室）